平成２１年（フ）第１８３４号
札幌市北区北26条西５丁目３番６―406号
債務者　沼倉　健市
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４５号
札幌市白石区川下１条６丁目２番５―501号
債務者　野原　香織
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８８号
札幌市西区八軒10条東４丁目３番37―101号
債務者　渡邊　久子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０７号
札幌市豊平区福住３条１丁目５番13号
シャーメゾン福住Ⅰ―101号
債務者　伊藤美由紀（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１０号
札幌市北区新琴似７条14丁目３番10号
債務者　久米　千恵（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１９２９号
札幌市東区伏古８条３丁目５番６―206号
債務者　畠山　辰夫
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４２号
札幌市手稲区稲穂１条２丁目２番18号
債務者　関口　正二
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５５号
北海道江別市弥生町11番地の34　ウエストウッドＡ305
債務者　新山　耕樹
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７５号
北海道滝川市空知町３丁目10番１―208号雇用促進住宅１号棟
債務者　田中　孝佳
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内173番地の37
債務者　小清水孝子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
盛岡市上堂１丁目16番21号
債務者　宮野　賢次
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７８号
盛岡市小鳥沢１丁目26番５号、旧住所盛岡市桜台１丁目35番14号
債務者　小野寺　清
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９０号
盛岡市高松２丁目９番３号
債務者　藤澤　　久
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２０７号
群馬県高崎市貝沢町1068番地１　朋友レジデンス101号
債務者　霜尾　　昭
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２２７号
群馬県富岡市神農原763番地２　ナガイハイツ203
債務者　神戸　光司
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８１１号
埼玉県上尾市今泉１丁目15番地25
債務者　栗山　　建
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
埼玉県三郷市谷口99番地２
債務者　久保　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
埼玉県本庄市小島１丁目９番５号　県営本庄小島団地202
債務者　中野　雅由
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部